商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後						改正前					
別表第二（第四十八条関係）						**別表第二**（第四十八条関係）					
商品取引所	商品市場	数量	上場商品構成品又は上場商品指数の種類	数量		商品取引所	商品市場	数量	上場商品構成品又は上場商品指数の種類	数量	
株式会社東京商品取引所	（略）	（略）	（略）	（略）		株式会社東京商品取引所	（略）	（略）	（略）	（略）	
	ゴム市場	六百枚	くん煙シート（ＲＳＳ）	五十枚			ゴム市場	六百枚	くん煙シート（ＲＳＳ）	五十枚	
			技術的格付けゴム（ＴＳＲ）	五十枚					［新設］	［新設］	
	（略）	（略）	（略）	（略）			（略）	（略）	（略）	（略）	
	（略）	（略）	（略）	（略）			（略）	（略）	（略）	（略）	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。